時津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第１４号）の一部改正

改　正　案	現　　行
目次 第１章　総則（第１条―第２１条） 第２章　家庭的保育事業（第２２条―第２６条） 第３章　小規模保育事業 第１節　小規模保育事業の区分（第２７条） 第２節　小規模保育事業A型（第２８条―第３０条） 第３節　小規模保育事業B型（第３１条・第３２条） 第４節　小規模保育事業C型（第３３条―第３６条） 第４章　居宅訪問型保育事業（第３７条―第４１条） 第５章　事業所内保育事業（第４２条―第４８条） **第６章　雑則（第４９条）** 附則	目次 第１章　総則（第１条―第２１条） 第２章　家庭的保育事業（第２２条―第２６条） 第３章　小規模保育事業 第１節　小規模保育事業の区分（第２７条） 第２節　小規模保育事業A型（第２８条―第３０条） 第３節　小規模保育事業B型（第３１条・第３２条） 第４節　小規模保育事業C型（第３３条―第３６条） 第４章　居宅訪問型保育事業（第３７条―第４１条） 第５章　事業所内保育事業（第４２条―第４８条） 附則
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2) 略 (3) 幼児　法第４条第１項第２号に規定する幼児のうち、満３歳に満たない者（法第６条の３第９項第２号、同条第１０項第２号、同条第１１項第２号**若しくは**同条第１２項第２号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満３歳以上のものについて保育を行う場合**又は同条第１０項第３号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満３歳以上のものについて保育を行う場合**にあっては、当該満３歳以上の**もの）**をいう。 (4)～(9) 略	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2) 略 (3) 幼児　法第４条第１項第２号に規定する幼児のうち、満３歳に満たない者（法第６条の３第９項第２号、同条第１０項第２号、同条第１１項第２号**又は**同条第１２項第２号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満３歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、**満３歳に満たない者及び**当該満３歳以上の**児童）**をいう。 (4)～(9) 略
（保育所等との連携） 第６条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第１４条第１項及び第２項、第１５条第１項、第２項及び第５項、第１６条、第１７条第１項から第３項まで並びに附則第３条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成１８年法律第１２０号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第３号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項**（法第６条の３第１０項第３号に掲げる事業（以下「満３歳以上限定小規模保育事業」という。）**	（保育所等との連携） 第６条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第１４条第１項及び第２項、第１５条第１項、第２項及び第５項、第１６条、第１７条第１項から第３項まで並びに附則第３条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成１８年法律第１２０号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第３号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７条第４項

改　正　案	現　　行
を行う事業者（以下「満３歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第１号及び第２号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７条第４項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第１６条第２項第３号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。	に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第１６条第２項第３号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。
(1)及び(2) 略	(1)及び(2) 略
(3) 当該家庭的保育事業者等**（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項及び第７項において同じ。）**により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第４２条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号**及び第６項第１号**において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第４２条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。
２　町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第１号の規定を適用しないこととすることができる。	２　町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第１号の規定を適用しないこととすることができる。
(1) 略	(1) 略
(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。	(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。
ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。	ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が**生じない**ようにするための措置が講じられていること。	イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が**生じないに**ようにするための措置が講じられていること。
３　前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第２７条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第５項において「小規模保育事業A型**事業者等**」という。）であって、第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。	３　前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第２７条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第５項において「小規模保育事業A型**事業所等**」という。）であって、第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。
４及び５　略	４及び５　略
６　町長は、次のいずれかに該当するときは、第１項第３号の規定を適用しないこととすることができる。	６　町長は、次のいずれかに該当するときは、第１項第３号の規定を適用しないこととすることができる。
(1) 町長が、法第２４条第３項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置そ	(1) 町長が、法第２４条第３項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置そ

改　正　案	現　　行
の他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じている**とき。** (2) 家庭的保育事業者等による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を**除く。）。** ７　前項第２号に該当する場合において、家庭的保育事業者等は、法第５９条第１項に規定する施設のうち**次**に掲げるもの（入所定員が２０人以上のものに限る。）**又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所**であって、町長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を**行う施設又は事業所**として適切に確保しなければならない。 (1)及び(2) 略 （家庭的保育事業者等と非常災害） 第７条　家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の**注意及び**訓練をするように努めなければならない。 ２　略 （家庭的保育事業者等の職員の一般的要件） 第８条　家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな**人間性及び**倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。 （利用乳幼児及び職員の健康診断） 第１７条　略 ２　家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第１２条又は第１３条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる**健康診断の全部**又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。 略 ３及び４　略 （家庭的保育事業所等内部の規程）	の他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じている**とき** (2) 家庭的保育事業者等による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を**除く。）** ７　前項第２号に該当する場合において、家庭的保育事業者等は、法第５９条第１項に規定する施設のうち**、次**に掲げるもの（入所定員が２０人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を**行う者**として適切に確保しなければならない。 (1)及び(2) 略 （家庭的保育事業者等と非常災害） 第７条　家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の**注意と**訓練をするように努めなければならない。 ２　略 （家庭的保育事業者等の職員の一般的要件） 第８条　家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな**人間性と**倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。 （利用乳幼児及び職員の健康診断） 第１７条　略 ２　家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第１２条又は第１３条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる**健康診断等の全部**又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。 略 ３及び４　略 （家庭的保育事業所等内部の規程）

改正案

第１８条　家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員**（満３歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満３歳以上の幼児の利用定員）**

(7)～(11) 略

第２７条　小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型**（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）**及び小規模保育事業C型**（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）**とする。

（設備の基準）

第２８条　小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を２階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を３階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物又は同条第９号の３に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が**１以上**設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1　屋内階段 2　屋外階段
	避難用	1　建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2　待避上有効なバルコニー 3　建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4　屋外階段
3階	常用	1　建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2　屋外階段

現行

第１８条　家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7)～(11) 略

第２７条　小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

（設備の基準）

第２８条　小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を２階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を３階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物又は同条第９号の３に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が**一以上**設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1　屋内階段 2　屋外階段
	避難用	1　建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2　待避上有効なバルコニー 3　建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4　屋外階段
3階	常用	1　建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2　屋外階段

改正案			現行		
	避難用	1　建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2　建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3　屋外階段		避難用	1　建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2　建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3　屋外階段
4階以上の階	常用	1　建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2　建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	4階以上の階	常用	1　建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2　建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1　建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2　建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3　建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段		避難用	1　建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2　建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3　建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ　イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が３０メートル以下となるように設けられていること。

エ　小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第１１２条第１項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該

ウ　イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が３０メートル以下となるように設けられていること。

エ　小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第１１２条第１項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該

改　正　案	現　　行
調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。 オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。 （職員） 第２９条　略 ２　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に１を加えた数以上とする。 (1)及び(2) 略 (3) 満３歳以上満４歳に満たない児童（法第６条の３第１０項第２号**又は第３号**の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）　おおむね１５人につき１人 (4) 略 ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師**（以下「看護師等」という。）**を、１人に限り、保育士とみなすことができる。 **４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第７条又は第８条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を**	調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。 オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。 （職員） 第２９条　略 ２　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に１を加えた数以上とする。 (1)及び(2) 略 (3) 満３歳以上満４歳に満たない児童（法第６条の３第１０項第２号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）　おおむね１５人につき１人 (4) 略 ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。

改　正　案	現　　行
確保しなければならない。 ５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
（職員） 第３１条　略 ２　略 ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。	（職員） 第３１条　略 ２　略 ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。
４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 ５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
（準用） 第３２条　第２４条から第２６条まで及び第２８条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第２４条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第２６条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第３２条において準用する次条及び第２６条において「小規模保育事業者（B型）」という。）」と、第２５条及び第２６条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第２８条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と読み替えるものとする。	（準用） 第３２条　第２４条から第２６条まで及び第２８条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第２４条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第２６条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第３２条において準用する次条及び第２６条において「小規模保育事業者（B型）」という。）」と、第２５条及び第２６条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第２８条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と、同条第４号中「次号並びに第３３条第４号及び第５号」とあるのは「第３２条において準用する次号」と読み替えるものとする。
（利用定員） 第３５条　小規模保育事業所C型は、法第６条の３第１０項第１号の規定にかかわらず、その利用定員を６人以上１０人以下とする。	（利用定員） 第３５条　小規模保育事業所C型は、法第６条の３第１０項の規定にかかわらず、その利用定員を６人以上１０人以下とする。
（居宅訪問型保育連携施設） 第４０条　居宅訪問型保育事業者は、第３７条第１号に規定する乳幼児に対する保	（居宅訪問型保育連携施設） 第４０条　居宅訪問型保育事業者は、第３７条第１号に規定する乳幼児に対する保

改　正　案	現　　行
育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、**適切又は**専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第４２条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の町の指定する施設（この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。	育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、**適切な**専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第４２条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の町の指定する施設（この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。
（利用定員の設定） 第４２条　事業所内保育事業を行う者は、次の表の左欄に掲げる**利用定員数**の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数以上のその他の乳児又は幼児（法第６条の３第１２項第１号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の定員枠を設けなければならない。	（利用定員の設定） 第４２条　事業所内保育事業を行う者は、次の表の左欄に掲げる**利用定員**の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数以上のその他の乳児又は幼児（法第６条の３第１２項第１号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の定員枠を設けなければならない。
略	略
（保育所型事業所内保育事業所の設備の基準） 第４３条　事業所内保育事業（利用定員が２０人以上のものに限る。第４５条及び第４６条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(7) 略 (8) 保育室等を２階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を３階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。 ア 建築基準法第２条第９号の２に規定する耐火建築物又は同条第９号の３に規定する準耐火建築物であること。 イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が**１以上**設けられていること。	（保育所型事業所内保育事業所の設備の基準） 第４３条　事業所内保育事業（利用定員が２０人以上のものに限る。第４５条及び第４６条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(7) 略 (8) 保育室等を２階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を３階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。 ア 建築基準法第２条第９号の２に規定する耐火建築物又は同条第９号の３に規定する準耐火建築物であること。 イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が**一以上**設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1　屋内階段 2　屋外階段
	避難用	1　建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2　待避上有効なバルコニー 3　建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1　屋内階段 2　屋外階段
	避難用	1　建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2　待避上有効なバルコニー 3　建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜

改正案			現行		
		路又はこれに準ずる設備 4　屋外階段			路又はこれに準ずる設備 4　屋外階段
3階	常用	1　建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2　屋外階段	3階	常用	1　建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2　屋外階段
	避難用	1　建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2　建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3　屋外階段		避難用	1　建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2　建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3　屋外階段
4階以上の階	常用	1　建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2　建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	4階以上の階	常用	1　建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2　建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1　建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2　建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3　建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段		避難用	1　建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2　建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3　建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ　イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が３０メートル以下となるように設けられていること。

エ　保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第１１２条第１項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の

改　正　案	現　　行
風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 （ア）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 （イ）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。 オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。	風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 （ア）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 （イ）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。 オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。
（保育所型事業所内保育事業所の職員） 第４４条　略 ２　略 ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する**看護師等**を１人に限り、保育士とみなすことができる。 **４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第７条又は第８条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。** **５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。**	（保育所型事業所内保育事業所の職員） 第４４条　略 ２　略 ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する**保健師又は看護師**を１人に限り、保育士とみなすことができる。
（小規模型事業所内保育事業所の職員） 第４７条　略 ２　略 ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事	（小規模型事業所内保育事業所の職員） 第４７条　略 ２　略 ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事

改　正　案	現　　行
業所に勤務する**看護師等**を、１人に限り、保育士とみなすことができる。	業所に勤務する**保健師又は看護師**を、１人に限り、保育士とみなすことができる。
４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
（準用） 第４８条　第２４条から第２６条まで及び第２８条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第２４条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第２６条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第４７条第１項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第４８条において準用する次条及び第２６条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第２５条及び第２６条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第２８条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第１号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。**第４号**において同じ。）」と読み替えるものとする。	（準用） 第４８条　第２４条から第２６条まで及び第２８条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第２４条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第２６条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第４７条第１項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第４８条において準用する次条及び第２６条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第２５条及び第２６条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第２８条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第１号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。**第４８条において準用する第４号**において同じ。）」と**、同条第４号中「次号並びに第３３条第４号及び第５号」とあるのは「第４８条において準用する次号」と**読み替えるものとする。
第６章　雑則 **（電磁的記録）** **第４９条　家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。**	
附　則	附　則

改　正　案	現　　行
（連携施設に関する経過措置） 第３条　家庭的保育事業者等（**満３歳以上限定小規模保育事業者及び**特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第５９条第４号に規定する事業による支援その他の**必要又は**適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第６条第１項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して１５年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	（連携施設に関する経過措置） 第３条　家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第５９条第４号に規定する事業による支援その他の**必要な**適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第６条第１項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して１５年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。
（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例） 第６条　保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第２７条第１項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等**（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）**が不足していることに鑑み、当分の間、第２９条第２項各号又は第４４条第２項各号に定める数の合計数が１となる時は、第２９条第２項又は第４４条第２項に規定する保育士の数は１人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が１人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置かなければならない。	（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例） 第６条　保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第２７条第１項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第２９条第２項各号又は第４４条第２項各号に定める数の合計数が１となる時は、第２９条第２項又は第４４条第２項に規定する保育士の数は１人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が１人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置かなければならない。
第９条　前２条の規定を適用する時は、保育士（第２９条第３項**若しくは第４項**若しくは第４４条第３項**若しくは第４項**又は前２条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前２条の規定の適用がない**もの**とした場合の第２９条第２項又は第４４条第２項により算定される**保育士の数**の３分の２以上、置かなければならない。	第９条　前２条の規定を適用する時は、保育士（**法第１８条の１８第１項の登録を受けた者をいい、**第２９条第３項若しくは第４４条第３項又は前２条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、**保育士の数**（前２条の規定の適用がないとした場合の第２９条第２項又は第４４条第２項により算定される**ものをいう。**）の３分の２以上、置かなければならない。